

令和 7 年 4 月 3 日

サンデン健康保険組合 被保険者各位

サンデン健康保険組合
理事長 大月 孝宏

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る 一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について

被災された地域にお住まいの方々につきましては、心よりお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日、内閣府は下記の市町村に対して災害救助法の適用を決定しました。当該の市町村に在住する世帯の当健保被保険者等に係る医療機関等窓口での一部負担金（自己負担額）の取り扱いについて、令和 7 年 9 月末日まで取扱期間を延長することとなりましたのでお知らせいたします。

1. 適用市町村

【新潟県】

新潟市・長岡市・三条市・柏崎市・加茂市・見附市・燕市・糸魚川市・妙高市・五泉市・上越市
佐渡市・南魚沼市・三島郡出雲崎町

【富山県】

富山市・高岡市・氷見市・滑川市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・中新川郡舟橋村
中新川郡上市町・中新川郡立山町・下新川郡朝日町

【石川県】

金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・羽咋市・かほく市・白山市・能美市・河北郡津幡町
河北郡内灘町・羽咋郡志賀町・羽咋郡宝達志水町・鹿島郡中能登町・鳳珠郡穴水町・鳳珠郡能登町

【福井県】

福井市・あわら市・坂井市

2. 措置内容

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の猶予または免除
- ② 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付手数料免除

3. 対象となる被災

災害救助法の適用を受けた市町村における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、全流出の損害を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態 ・被保険者の行方が不明である状態

4. お問い合わせ先

サンデン健康保険組合 佐藤
TEL0270-24-1222（内線 821-672）

以上